

委 託 業 務 仕 様 書

1. 業務名

市役所文書配送等業務委託

2. 業務実施日

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間で、次の各号に掲げる日を除く毎日。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3. 業務内容

(1) 文書等配送業務（特定信書便1号役務）

本庁文書室と各出先機関を市の指示するルート及び時間により毎日1回巡回し、文書等の収集・配達を行う。

配送ルート、所在地及び巡回時間の別（午前/午後）は別紙1のとおり。

(2) 文書仕分け業務

(1) によって収集した文書等を本庁文書室において、別紙2の文書室仕分け棚の部署ごとに仕分けを行う。なお、機構改革等により部署名等が変更されることがあることに留意すること。

(3) 郵便差出代行業務

(1) の巡回時に、各出先機関の郵便発送物を合わせて収集し、市が指定する24の課等及び料金別に分類し、差出票に記入の上、午後4時30分までに郵便局に届ける。（1日約2,000通）

(4) その他業務

ゆうゆうセンター及び星田会館の文書収集時に、施設に設置されている市民サービスコーナーの手数料を回収し、本庁に戻った際、市民課に引き渡す。

4. 受託者の条件

受託者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に定

める特定信書便事業者について、本業務を受託できる内容で許可を受けていること。

- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第 36 条第 1 項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。

5. 業務に使用する物品等及び業務従事者

- ①「3. (1)」の業務を実施するために必要な配送用箱等（縦横高さの合計が 73 cm 以上のもの）は、受託者が用意すること。
- ②業務に使用する車両（以下「配送車」という。）は受託者が用意し、次の仕様を満たすこと。
 - ・事業用自動車で、積載容量が十分に確保できるものであること。（現行車種：ダイハツ ハイゼットカーゴ）
 - ・受託者の所有車両であることが一目で識別できるような仕様であること。
 - ・排気ガス規制等の各種法令に適合したものであること。
 - ・受託者の負担で、対物及び対人無制限の自動車損害賠償保険に加入していること。
- ③受託者は、業務従事者が一目で識別できるよう、名札等を着用させること。

6. 業務実施にかかる留意点

- ①受託者は、契約締結後、速やかに業務責任者を定め、市の指示する必要書類を提出すること。また、事前に業務の詳細について市と打ち合わせを行い、委託開始日から滞りなく業務が実施できるよう準備を行うこと。
- ②あらかじめ設定した配送ルートに基づき、文書等の収集・配達を行うこと。また、収集・配達の際は、紛失やき損等がないよう配送用箱等に入れる等の適切な措置を講じること。
- ③交通渋滞等により、配送が大幅に遅延する場合は、直ちに市へ連絡すること。
- ④配送物は慎重に取り扱うこと。
- ⑤配送車から、業務従事者が離れる場合は、必ず施錠すること。
- ⑥業務従事者は、交通法規を遵守するとともに、公の業務の受託者として、一層の安全運転に留意すること。特に市施設の出入り及び各所での駐車については、細心の注意を払うこと。
- ⑦受託者（業務従事者を含む。）は、業務の実施にあたり知り得た情報等について漏洩しないよう適切な措置を講じること。この義務は、本業務の終了後も引き続き継続する。
- ⑧業務の実施にあたり、次に掲げる事象が発生したときは、直ちに市へ連絡し、その

指示に従うとともに、速やかに代替車両及び従事者を配備するなど、適切な措置を講じること。

ア 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の実施に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。

イ 配送物について、盗難、滅失、紛失、き損等の事故が発生したとき。

⑨出先機関等の追加、削除若しくは変更の場合又は巡回時間若しくは配送ルートの手順を変更する必要がある場合は、受託者と協議を行うものとする。

7. 引継ぎ

(1) 新たに業務を受託する者は、滞りなく当業務を円滑に実施するため、前受託者から業務を引き継ぐ期間を設定すること。

なお、引き継ぎ期間は、委託期間開始前に委託者及び前受託者と協議・調整をしたうえで期間を設定し、その費用は受託者の負担とする。

(2) 現受託者が受託業務を終了する場合は、新たに業務を受託する者へ業務の引き継ぎを円滑に行うこと。

8. 損害の負担

受託者は、業務実施にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、市または第三者に損害を与えたときは、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

9. 委託料の支払方法

部分払 3 5 回及び完了払

月末締め翌月払い。毎回の支払い金額は、契約金額を 3 6 で除した金額で支払う。ただし、端数が発生した場合は、最終の支払い回で調整した金額を支払う。

以 上